

弁護士の



# 法律ケミカル ピーリング

～ひと皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議、なんだかつつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

## 第21回 安楽死・尊厳死

美容皮膚科中心の先生方にとっては、あまり縁のないテーマかもしれない。外来診療だけであれば、患者が死亡することに遭遇することはまずないし、死ぬような患者自体、診療の対象としていないと思われる。

しかし、予後がもうあまりない進行がん患者などに美容診療をしてはいけないわけではなく、国立がんセンター中央病院では、がん患者の薬物療法に伴う外見上の変化が患者が社会生活を送るうえで大きな問題になっていることから、外見関連支援チームを支援し、コスメティック・プログラムとして、抗がん剤治療を受けている患者がかかえている外見美容に関する不安や悩みについて、美容ケアに詳しいスタッフがサポートとアドバイスをを行っている（国立がんセンター中央病院のウェブサイト）。90歳代でも、このできものは墓に持っていくたくないから取ってほしいという患者もいる。

また、死亡した後は、美容皮膚科医が直接行うわけではないが、エンバーミングが実施されることも多い。京都地方裁判所平成28年11月29日判決（判例秘書搭載）はエンバーミング費用として66600円、さいたま地方裁判所平成24年10月26日判決（自保ジャーナル1886号81頁）ではエンバーミング費用30万5050円を含む葬儀料を交通事故の損害として認定している。もはや標準的な死者への「ケア」であるといつてよい。

さて、安楽死/尊厳死や延命治療の中止については、小説では森鷗外の高瀬舟、映画ではジョニーは戦場へ行った、ミリオンダラー・ベイビー、終の信託など名作が多く、人の生命や人生を真っ正面から扱うテーマだけに医師だけでなく、多くの人が関心を持っている。

司法の世界では、命を縮めることや、今何かをすれば短いけれど一瞬は助かる命を救わない行為は犯罪に該当しそうだが、違法性阻却事由として扱うべきでないかという議論の対象になる。「違法」とは何か、言い換えれば「善悪」の問題であるから、その国、時代ごとの価値観が反映されているテーマなので重みがある。私もドイツのフォルクスワーゲン財団と米国ケネディ財団の共催で、ドイツのBochm というところで2週間ほど缶詰になってadvanced directiveについてのシンポに数十年前に参加したことがあるが、現在の議論とその頃の議論はあまり大きく変わっていない。

よく知られたオランダや米国オレゴン州のようにdeath with dignityとして日本でいう積極的安楽死を合法化している国や州があるが、日本では、医療費の無駄遣いとかがいった視点から、終末期の延命治療を医師の金儲けと敵視し、その関連で安楽死や尊厳死の話題が議論されてきた経緯がある。

最近の動きではCOVID-19の流行していた欧米では、人工呼吸器やECMOの優先順位をめぐる、高齢者が延命治療をどこまで受けるべきかが、また問題になっているようである。

日本においては今回のCOVID-19では、高齢者が感染すると重症化し、80歳代だと20%程度の死亡率というので、学校が休校になり、感染してもほとんどが無症状・軽症の若者に苦痛なstay homeを強要し、マスクミヤ社会全体もそれが当然といういかにも健全な風潮が生まれたが、イタリアのようにいったん医療崩壊が起るとトリアージの問題として、終末期の治療選択が第三者の命にも直結してくる。

日本でも医療崩壊を防ぎ500人程度の70～80歳の高齢者の命を守るために、類型45兆円の損失も顧みず「緊急事態宣言」で経済活動を停止してくれた（Sankei Biz 2020.5.6）のだから、その命を延命しないという選択肢は、やはり重いものと言わざるを得ないだろう。



わが国の裁判例を見ると、いわゆる積極的安楽死として、塩化カリウムを多発性骨髄腫末期の患者に静注した東海大学事件（横浜地方裁判所判決平成7年3月28日）などで、殺人罪の違法性阻却事由の要件論が展開されているが、直接死亡につながる行為（積極的安楽死）ではなく人工呼吸器を外すといった延命治療の医師による中止については、東海大学事件でも、被告人による治療行為の中止として、患者からの点滴およびフォーリーカテーテルの取り外し、さらにはエアウェイの除去がされている点について、独立した訴因（刑事訴追されている独立した事件）として裁判所が判断している。

この事件で、横浜地方裁判所は、末期医療における治療中止について、「治療不可能な病気に冒された患者が回復の見込みがなく、治療を続けても迫っている死を避けられないとき、なお延命のための治療を続けなければならないのか、あるいは意味のない延命治療を中止することが許されるか、というのが治療行為の中止の問題であり、無駄な延命治療を打ち切って自然な死を迎えることを望むいわゆる尊厳死の問題